

いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱を次のように定める。

令和8年8月19日

いすみ市長 小 路 正 和



いすみ市告示第133号

いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と市民の良好な生活環境の確保を図るとともに市内における地域猫活動を支援するため、公益財団法人どうぶつ基金（以下「基金」という。）が実施するさくらねこ無料不妊手術事業により発行されるさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 飼い主のいない猫 市内の屋外に生息する猫であって、特定の飼い主がいないことが明らかである猫をいう。
- （2） 地域猫 飼い主のいない猫のうち、その生息地域の住民の十分な理解が得られ、当該地域の住民により適切に管理されている猫をいう。
- （3） 地域猫活動 市内の一定の地域において、地域住民が主体となって対象となる猫を把握するとともに、管理者を明確にし、不妊手術の徹底、餌や糞尿の管理、周辺美化等、当該地域のルールに基づいて地域猫を適切に管理する活動をいう。
- （4） 不妊手術 雌猫の卵巣若しくは卵巣及び子宮を摘出する手術又は雄猫の精巣を摘出する手術並びにこれらの手術と同時に行われる手術済みの猫と判別するため片方の耳の先端をV字型に切除する処置をいう。
- （5） 協力病院 基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業に賛同し、基金の審査を経た動物病院をいう。
- （6） さくらねこ 不妊手術済みの目印として、耳先をさくらの花びらのような形にV字カットした猫をいう。

（交付対象者）

第3条 チケットの交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に居住

し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている18歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 市内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を施し、地域猫活動を行うことができる者であること。
- （2） 市内に住所を有する同一世帯でない18歳以上の協力者がいる者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる猫についてチケットを利用しようとする者は、交付対象者とししない。

- （1） 里親に出す前提の飼い主のいない猫
 - （2） 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
 - （3） 以前飼い主のいなかった猫であり、現在は飼い主のいる猫
 - （4） その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫
- （交付の申請）

第4条 チケットの交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、チケットを利用しようとする月の前々月の末日までに、いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 地域猫活動計画書（様式第2号）
 - （2） いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付条件確認書（様式第3号）
 - （3） その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、チケットの交付の可否を決定したときは、いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知し、併せてチケットを交付するものとする。

（実績報告）

第6条 前条の規定によりチケットの交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、不妊手術終了後、いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するとともに、利用しなかったチケットがある場合はこれを返却しなければならない。

- (1) 猫の捕獲及び解放場所の写真
 - (2) 手術実施前後の猫の写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (決定の取消し)

第7条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、チケットの交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によりチケットの交付の決定を受けたとき。
- (2) チケットの利用方法が著しく不適当と認められるとき。
- (3) その他この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定によりチケットの交付の決定を取り消したときは、いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付決定取消通知書（様式第6号）により、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(チケットの返還)

第8条 市長は、前条第1項の規定によりチケットの交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既にチケットが交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(免責)

第9条 市は、この告示に基づいて行われた活動及び関係する住民、団体、協力病院等との間に生じた事故、紛争、費用等について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
E-mail

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）の交付を受けたいので、いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 捕獲場所 いすみ市

2 申請枚数

オス	メス	性別不明	合計

3 手術を行う協力病院 _____

4 添付書類

- (1) 地域猫活動計画書（様式第2号）
- (2) いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付条件確認書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

いすみ市記入欄

本人確認 確認者（ ）☐運転免許証 ☐個人番号カード ☐（ ）
在籍確認 確認者（ ）☐（ ）

地域猫活動計画書

1 活動対象地域（行政区単位で記載）

いすみ市

※活動予定地域の地図を添付（トイレ、餌を与える場所、活動範囲、捕獲場所を記入）

2 現状・問題点（該当する項目をチェック）

☐糞尿被害 ☐鳴き声 ☐器物等の損壊 ☐不適切な給餌

☐交通事故等による猫の死体の放置 ☐その他（ ）

3 管理体制

役割	氏名
代表者（連絡調整役）	
給餌の管理	
トイレの管理	
捕獲及び管理	
協力病院への搬入	
活動地域の見回り	
その他（ ）	

4 活動対象地域内の猫の頭数及び手術予定頭数

	オス	メス	性別不明	合計
猫の頭数				
手術予定頭数				

5 手術を行う協力病院

協力病院名	
所在地	
連絡先	

6 協力者（署名又は同意を得たうえで記入すること。）

氏名	住所	連絡先

※同一世帯でない者とする。

様式第3号（第4条関係）

いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付条件確認書

- ☐ 公益財団法人どうぶつ基金の「行政枠さくらねこTNR事業協働登録申請書改訂版」の同意事項（以下「同意事項」という。）及びいすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱を遵守します。
- ☐ 地域猫活動及びチケットによる猫の不妊手術実施に関し、市内に住所を有する同一世帯でない18歳以上の協力者がいます。
- ☐ 飼い主のいる猫に不妊手術を施すことがないよう地域住民に周知を図り、飼い主のいない猫と判断できたものだけを対象とします。
- ☐ 餌は、時間と場所を決めて必要な量だけを与え、置き餌はせず、適切な給餌を行います。また、猫のトイレを設置し、糞尿の回収・清掃を行い、トイレ以外にした糞尿については、定期的に回収・清掃を行います。
- ☐ チケット及びチケットの使用権の譲渡、転売、再々配分、チケットの利用を条件とした手術費用の請求及び寄付の要求、活動に係る費用（捕獲費、運搬費等）の請求及びこれらに準じた行為は行いません。
- ☐ 不妊手術を実施する協力病院及びチケット交付枚数は、希望どおりとならない可能性があることを理解し、決定に対し異議申立てを行いません。
- ☐ 不妊手術の際には、猫の耳の先端をV字型に切除すること及び妊娠中の猫は堕胎することに同意します。また、耳の先端がV字型に切除された猫は不妊手術済みであることを必要に応じて地域住民に説明し、その猫がこの場所で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解普及に努めます。
- ☐ チケットの利用にあたり問題が生じた場合は、責任を持って対応し、当事者間で問題解決を図り、関連して生じた事故または係争について、市は責任を負わないことを了承します。また、不妊手術の結果について、損害賠償請求及び意義申立てを行いません。
- ☐ チケットを利用した記事を運営するウェブサイトやSNS等に公開する場合は、「同意事項」9の定型文及びハイパーリンクを掲載します。
- ☐ 以上のことが守られず、チケットの利用方法が著しく不相当と認められた場合は、チケットの交付の決定の取消し、又は返還の求めに応じるとともに、次回以降交付が停止されても異議申立てを行いません。

年 月 日

申請者氏名

指令第 号
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあったさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）の交付については、下記のとおり決定したので、いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱第5条の規定により、通知します。

記

1 決 定 内 容 交付 ・ 不交付

2 交 付 枚 数

枚数	チケット番号
	No. ～ No.

3 交付の条件

- （1） いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱及びいすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付条件確認書（様式第3号）に記載された事項を遵守すること。
- （2） 不妊手術終了後、いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）実績報告書（様式第5号）を提出すること。
- （3） 利用しなかったチケットは返却すること。

4 不交付の理由

様式第5号（第6条関係）

いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）実績報告書

年 月 日

いすみ市長 様

住 所

氏 名

電話番号

E-mail

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定されたさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）を利用したので、いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付枚数

枚数	チケット番号
	No. ～ No.

2 利用枚数

枚数	(内訳)
	オス メス

3 返却枚数

枚数	チケット番号
	No.

(返却理由)

4 利用の詳細

チケット番号	毛色・特徴	性別	手術日	協力病院名	捕獲・解放場所

5 添付書類

- (1) 猫の捕獲及び解放場所の写真
- (2) 手術実施前後の猫の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

達第 号
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付決定取消通知書

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定したさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）については、いすみ市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付の決定の全部（一部）を取り消したので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

1 交付枚数

枚数	チケット番号
	No. ～ No.

2 取消枚数

枚数	チケット番号
	No.

3 取消後の交付枚数

枚数	チケット番号
	No.

4 取消理由